

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検の取組

立地制約の解消：農地

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定

- 2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。その際に、森林分野の導入目標も合わせて示す。【エネルギー基本計画の策定を待って検討・結論・措置】

農振除外や農地転用等の手続迅速化

- 関係機関の連携による複数手続（例：農振除外と農地転用）の同時並行処理の徹底等を通知で周知する。【措置済み】

荒廃農地上の営農型発電の要件緩和

- 荒廃農地を活用する場合に、一時転用の許可基準である単収8割以上の確保が困難であるため、荒廃農地上で実施する営農型発電設備の導入に際しては、単収8割要件は求めないこととし、発電設備の下部が適正かつ効率的に利用されているかどうかによって判断する。【措置済み】

再生利用困難な荒廃農地の“非農地”判断の迅速化

- 農業委員会が再生利用困難な荒廃農地（非農地）と判断した場合には、その旨を所有者、市町村、法務局等の関係機関に対して通知し、通知を受けた市町村長が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行うよう通知を発出する。【措置済み】

営農型発電設備における一時転用期間更新の考え方の明確化

- 金融機関からの資金調達をより容易にするために、営農型発電における一時転用期間に関して、発電設備の下部の農地の営農等に支障が生じない限り、再許可による期間更新がなされる仕組みである旨を通知で明確化し、周知する。【措置済み】

再生利用可能な荒廃農地の活用に向けた要件緩和

- 農山漁村再エネ法（転用許可の例外を規定）の対象となる再生可能な荒廃農地の3条件（生産条件が不利、相当期間不耕作、耕作者を確保することができず、今後耕作の見込みなし）を のみに要件緩和する。【令和3年7月措置】

立地制約の解消：森林

林野行政における再エネの位置付けの明確化

- 再生可能エネルギー利用促進に取り組む考え方について、次期の「森林・林業基本計画」において明確化し、同計画の趣旨や具体的な取組について下記マニュアル等により森林管理局や都道府県に対して指導を徹底し、森林の公益的機能の発揮と調和する再生可能エネルギーの利用促進を図る。【令和3年上期措置】

国有林野の貸付け等に係る手続の迅速化、透明化

- 簡素化可能な書類や他の手続と共用可能な書類を精査・検討し、再エネ特化の詳細なマニュアルを作成
- 緑の回廊については、事例も踏まえつつ、再生可能エネルギー施設の設置等に係る基準を明確化・公表【令和3年上期（第一案）、令和3年度上期（取りまとめ版）】

保安林の解除事務の見える化を通じた迅速化、簡素化

- 風力発電や地熱発電の保安林解除の事例を業界団体の協力を得つつ分析・整理し、手続の流れ・必要書類等を記した再エネ特化のマニュアルを作成・周知する。【令和3年上期（第一案）、令和3年度上期（取りまとめ版）】
- 保安林制度に関する通知類やマニュアル等を掲載する「保安林ポータル（仮称）」を新たにHP上に開設する。【令和3年上期措置】

保安林解除・許可基準の解釈リテラシー向上等

- 作業許可基準の取扱い（例：発電所建設用アクセス道路の「森林の施業・管理に必要な施設」への該当、作業許可期間の延長、作業許可の面積等の解釈）を具体的に整理・周知する。【令和3年上期措置】

立地制約の解消：「所有者不明土地」

所有者不明土地特措法における対象の拡大

- 同法の対象事業（地域福利増進事業：使用権設定）の範囲を、出力1,000kW以上等の要件を満たす再エネ設備だけでなく、出力1,000kW未満の設備にも拡大する措置について、同事業が地域の福祉や利便の増進に寄与する事業を対象としている趣旨を十分に踏まえつつ、有識者や地方公共団体などの意見を伺いながら令和4年の同法施行3年経過の制度見直しに向けて検討する。【令和4年の制度見直しを目指して令和3年検討・結論】

立地制約の解消：「自然公園法・温泉法」

自然公園を中心とした地熱発電の導入目標の策定

- 環境省は、新たな2030年の温室効果ガス削減目標の達成や2050年カーボンニュートラルに向け、各種課題の克服を前提としつつ、経済産業省の協力も得て、自然公園を中心とした地熱発電の導入目標を策定する。

【順次検討・結論・措置】

- 地熱開発の加速化のために、環境省自らが率先して行動することを定めた「地熱開発加速化プラン」を進める。2030年までに、10年以上とされる地熱発電のリードタイムを自然公園内の案件開発の加速化で2年程度短縮し、最短で8年程度を目指すとともに、60超の地熱施設数を全国で倍増することを目指す。

【順次措置】

自然公園内の地熱発電の取扱いに関する「基本的な考え方」の転換

- 「国立・国定公園内における地熱開発の取扱いについて（平成27年10月2日 環境省自然環境局長通知）」における、第2種・第3種特別地域で「地熱開発は原則としては認めない」という記載について、優良事例を積極的に容認しつつ、地熱開発の加速化に貢献していくという趣旨が明確になるよう基本的な考え方の整理について検討し、措置する。

【令和3年度上期検討・結論・措置】

自然公園における許可基準や審査要件の明確化

- 自然公園内における地熱発電等の許可基準及び審査要件（どのような立地や設計であれば容認するかの方針や工夫）の明確化について、専門家や事業者団体等の意見を踏まえて検討し、結果を通知等に反映する。

【令和3年度上期検討・結論・措置】

地熱資源等の適切な管理に関する新制度の検討

- 2050年カーボンニュートラル実現に向けて、有限な温泉・地熱資源の適切な管理に関する新たな制度に関して、現状把握した上で検討する。

【令和3年度上期に現状把握した上で論点を整理、必要に応じて環境省・経済産業省合同で検討会を設置し検討】

温泉法による都道府県における離隔距離規制や本数制限等の撤廃

- 温泉法による大深度の傾斜掘削に対する離隔距離規制や本数制限等について、まずは都道府県の規制について科学的根拠のない場合の撤廃も含めた点検を求めるとともに、都道府県の規制内容及びその科学的根拠の公開を行うよう通知等にて周知する。

【令和3年上期措置】

- 更に、都道府県等の意見聴取、実態把握、有識者による検討を経て、離隔距離規制や本数制限等についての科学的な知見を踏まえた考え方や方向性について結論を得て、「温泉資源の保護に関するガイドライン（地熱発電関係）」にも反映する。

【令和3年度上期検討・結論・措置】

立地制約の解消：「環境アセス」

風力発電の環境影響評価手続の対象事業規模要件の見直し等

- 環境影響評価法の対象となる第一種事業の風力発電所の規模に関し、最新の知見に基づき、他の法対象事業との公平性の観点から検討した結果、「1万kW以上」から「5万kW以上」に引き上げる措置を講ずる。

【順次措置】

立地に応じ地域の環境特性を踏まえた、効果的・効率的なアセスメントに係る制度的対応のあり方について迅速に検討・結論を得る。

【令和3年上半期には具体的な検討を開始、令和4年度結論】

ゴルフ場等の開発済み土地における太陽光発電等の推進に向けた環境影響評価手続の明確化

- 現行制度上でも、環境影響の評価を行う項目は、事業特性・地域特性に応じて事業者自ら選定することが可能であり、手続きの簡素化を図ることができるが、このようなメリハリのある環境影響評価を進めるために、太陽光発電に関するメリハリのある環境影響評価に係る「ガイドライン」を公表する。

【令和3年上期措置】

系統制約の解消

ローカル系統や配電系統におけるノンファーム型接続（送電線混雑時の出力制御を条件に新規接続を許容する手法）の適用と費用負担

地域への電力供給を主体的に行い、再エネがメインで接続されるローカル系統におけるノンファーム型接続の適用については、増強計画の策定や再エネを調整電源化していく取組と一体的に検討を進め、令和6年度終了予定のNEDO事業の完了を待たず、接続の受付開始の前倒しを検討し、速やかに全国展開する。

【遅くとも令和4年度検討・結論・措置】

太陽光や風力といったより小規模な電源が接続される配電系統へのノンファーム型接続の適用拡大は、当面、分散型エネルギーリソースを活用したNEDO事業で、必要となる要素技術等の開発・検証を進め、その結果を踏まえて社会実装に向けた方向性を取りまとめ、速やかな展開を目指す。

【上記の検討・結論も踏まえつつ、遅くとも令和4年度までの検討・結論を目指す】

計画的な形でのローカル系統等の整備が望ましいことなどを踏まえ、ローカル系統等の整備と費用負担・接続のあり方を一体的に検討し、少なくともローカル系統に関しては原則一般負担化する方向で方向性を取りまとめる。

【令和3年上期検討・結論】

蓄電池の導入促進策

再生可能エネルギーの自家消費や調整力の観点から定置用蓄電池の導入促進が重要。家庭用蓄電池については、価格目標や導入見通しの設定、EV電池の定置転用促進、製造設備への投資支援等に取り組む。系統用蓄電池についてはその法的位置づけ等の整理を進める。

【令和3年上期検討・結論】

北海道エリアにおける蓄電池の設置

北海道エリアにおけるサイト側蓄電池を一方向的に求める技術的要件については、最大限早期に廃止することを検討する。

【令和3年度内の可能な限り早い時期までに検討・結論】

同エリアにおける系統側蓄電池については、最新データに基づくシミュレーションによる必要性を再検証し、その結果として導入不可欠な場合は、一般負担化を検討する。

【令和3年度内の可能な限り早い時期までに検討・結論】

送電線利用・出力制御ルールの見直し

送電線の利用ルールについては、メリットオーダー（限界費用の低い順に系統利用できる仕組み）を追求していくが、市場落札されなかった電源が抑制される“市場主導型（ゾーン制等）”への見直しは、システム開発等により一定の時間がかかるため、早期に再エネの出力制御量を減らすため、まずは、市場価格も活用しつつ、事前に決められた順序に応じて送配電会社が出力制御を実施する“再給電方式”を開始する。

【令和4年措置】

その後、市場主導型への見直しを検討し、早急な実現を目指す。

【上述を踏まえつつ、令和4年度までに見直しの検討・結論を目指す】

需給制約による出力抑制時の優先給電ルールの見直し

- 需給制約による出力抑制時の優先給電ルール*は、メリットオーダーを徹底するとともに、柔軟性を高めるよう、最低出力の状況等を精査した上で、火力発電の最低出力運転の基準の引き下げ等を検討する。

（* 火力、バイオマス、自然変動電源、長期固定電源（地熱、水力（揚水式を除く）、原子力））

【令和3年内の可能な限り早い時期までに検討・結論】

再エネの電力市場への統合を見据えた出力抑制の在り方の見直し

- FIT（Feed-in Tariff、固定価格買取制度）から今般のFIP制度（Feed-in Premium）の導入により、欧州同様に再生可能エネルギー事業者が自ら発電計画を提出する形となり、必ず買取が行われる状況から市場連動型での再生可能エネルギー導入が進む形へと転換していく中で、出力抑制の在り方について、卒FIT電源やFIP電源などの非FIT再エネへの出力抑制に一定の金銭的精算をすることも含めて早急に検討し、一定の方向性を取りまとめる。

【令和3年内の可能な限り早い時期までに検討・結論】

系統情報の公開・開示の推進

- 投資判断と円滑なファイナンスを可能とし、発電事業の収益性を適切に評価できるようにする観点から、出力制御の予見可能性を高めることが必要であり、可能な限りリアルタイムに近く、30分値で電源別にビジュアル化して公開・提供する方針で見直しを実施する。また、火力の燃料種別の情報公開についても速やかに検討し、結論を得る。

【令和3年内の可能な限り早い時期までに検討・結論】

市場制約の解消：再エネ利用に係る需要家の選択肢の拡大

電源トラッキングの導入

電力市場においてあらゆる価値の証明の基礎となるため、今後国際基準との整合性を図るべく、FIT電源については発電事業者からの同意取得を不要とし、FIT電源のほぼ全量のトラッキングを実現する。**【令和3年度措置】**

非FIT再生可能エネルギー電源については、令和3年8月から実証を開始し、実証の進展を踏まえつつ、全量トラッキングを実現することを目指す。**【令和5年8月までの実現を目指す】**

全電源のトラッキングに関しては、トラッキングの進展も踏まえつつ、対応の可否を含め検討する。**【令和5年8月検討・結論】**

「再エネ価値取引市場」の創設等

RE100等の再生可能エネルギーへの需要家ニーズの高まりに対応するため、エネルギー供給構造高度化法達成のために創設された「非化石価値取引市場」から、再生可能エネルギー価値の取引機能を切り離し、「再生可能エネルギー証書」として国際的に通用する形で取引できる市場（「再エネ価値取引市場」）を新たに創設する。**【令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施】**

その際には、FIT電源だけでなく、非FIT再生可能エネルギー電源についても、同市場で取引する方策について検討し、速やかに結論を得ることを目指す。**【市場の成熟を図りながら、令和4年度までの検討・結論を目指す】**

電源表示義務化や放射性廃棄物等に関する明確な表示

電気事業法の改正が必要となる、電源構成やCO2排出量などの表示の義務づけは引き続き検討する。

【令和5年8月検討・結論・措置】

電源の情報だけでなく、放射性廃棄物等に関する情報についても需要家や消費者の関心が高まっていることから、同情報についても小売ガイドラインにおいて開示が望ましい行為と位置付けることについて検討し、速やかに結論を得る。**【令和3年度上期までに結論を得ることを目指す】**

需要家による再生可能エネルギー価値の直接取引の解禁、電源証明型証書への転換

従来小売電気事業者から電力とセットでしか購入できなかった再生可能エネルギー価値を、「再エネ価値取引市場」を新たに創設して需要家等に開放する措置を検討し、速やかに措置する。

【令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施】

事業者が脱炭素化に向けた自らの取組を対外的に示していくためには、電源の種類や産地情報が重要であり、これらの情報が付随した証書（電源証明型）の実現に向けて、関係者との意見交換を行いながら検討する。**【令和3年度検討・結論】**

現行のFIT証書の最低価格の引き下げ

現行のFIT証書に設定されている最低価格の大幅な引き下げや撤廃を検討、速やかに措置する。

【令和3年度上期検討・結論、令和3年11月から試行的実施】

発電事業者と需要家のオフサイト再生可能エネルギー供給契約（コーポレートPPA）締結の解禁

- 従来は、発電事業者と需要家間の直接供給契約の締結が認められていなかったが、欧米では認められていること、需要家の再エネ調達方法の多様化への要望等を踏まえ、自己託送の定義を拡大し、条件付（FIT 又はFIP 制度の適用を受けない電源による電気の取引であること等）で締結可能とする措置を検討し、速やかに措置する。

【令和3年上期検討・結論、結論後速やかに措置】

市場制約の解消：公正で競争的な電力市場に向けた制度改革

会計分離や発電分離も含めた、内外無差別的な電力卸売の実効性を高めるための総合的な検討

- 今冬のスポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業の在り方、具体的には、旧一般電気事業者の内外無差別的な卸売の実効性を高め、グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題（売入札の体制、会計分離、発電分離等）を総合的に検討する。

【検討開始済、令和3年度末を目途に結論を得ることを目指す】

旧一般電気事業者の卸電力市場における規制の在り方の検討

- 今冬のスポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、卸電力市場に係る旧一般電気事業者の自主的取組（グロス・ビディング、余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出）について、その必要性やより強制的かつ実効性のある規制的措置（市場供出の義務化等）も排除せずに、旧一電の卸電力市場における規制の在り方を検討する。

【検討開始済、令和3年度上期までに結論を得ることを目指す】

その他：保安・安全規制等の見直し（ソーラーカーポート、バイオマスボイラー等）

ソーラーカーポートの促進に向けた、アルミニウム合金造の建築物に係る手続きの緩和

- 太陽光パネルのコストダウンが進みカーポートの屋根に敷設する太陽光発電の導入が進みつつある中、カーポートに多く用いられているアルミニウム合金造の小規模な建築物を、建築確認の審査時における構造基準についての審査省略制度の対象に追加する措置を講ずる。

【令和3年7月措置】

ソーラーカーポートの促進に向けた、杭基礎一体工法の解釈の明確化

- コスト削減のため、コンクリート基礎を用いない杭基礎一体型の駐車場屋根置き太陽光発電設備が新たに開発されたが、自治体によっては同工法の解釈が明確でなかったため、杭と基礎が一体化した杭基礎工法であっても建築基準法上の基礎に該当する旨を、通知を発出し明確化する措置を講ずる。

【令和3年7月措置】

太陽電池発電設備の技術基準の明確化

- 太陽電池発電設備については、電気設備の技術基準等において、自重、地震、風圧等の加重に対し安定であることなどを規定していたところ、技術革新の進展や設置形態の多様化等を踏まえ、民間規格や認証制度と柔軟かつ迅速に連携できるよう、太陽電池発電設備に特化した技術基準を策定する。

【措置済み】

太陽電池発電所等における兼任要件等の見直し

- 太陽電池発電所における電気主任技術者の兼任要件や月次点検時の遠隔監視システムによる現場点検の代替、外部委託承認制度における実務経験年数の短縮化に関して、所要の改正を行う。

【措置済み】

風力発電の風況観測塔の設置に係る建築基準法の緩和

- 風車の大型化に伴い主流となる高さ60m超の風況観測塔に関して、存続期間が限定的かつ、人が容易に立ち入らない場所や洋上に設置され、人家への影響も考えにくいことなどから、

- a 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の簡易な形状の風況観測塔で、60m超のものに適用されている建築基準法による一律の基準を緩和し、時刻歴応答解析を不要とする。

【令和3年度上期措置】

- b 人が容易に立ち入らない場所に立地する存続期間が2年以内の風況観測塔その他の簡易な形状の工作物に対する規制を緩和し、高さ60m超であっても大臣認定を不要とする。

【令和3年度検討・結論、結論後速やかに措置】

バイオマスボイラーに係る安全規制等の見直し

- バイオマスが低発熱量燃料であることから、同出力の他燃料のボイラーと比較し、伝熱面積が相対的に大きくなり、大気汚染防止法のばい煙測定対象となりやすく、結果としてコスト高に繋がっていた。再検討した結果、伝熱面積と排出ガス量の間に関係が確認できず、伝熱面積を規模要件として規制することは公平さを欠くことが起こりうることから、ボイラーにおける規制規模要件から伝熱面積を撤廃し、燃焼能力のみとする措置を講ずる。

【令和3年度上期政令公布】

労働安全衛生法における温水ボイラーの規制区分が欧州の流通段階における規制区分と異なり、バイオマスボイラー普及の障害の一つとなっているため、使用段階を含む海外規制（欧州や米国等）及びバイオマス温水ボイラーの特性を詳細調査、専門家による技術検討等を実施し、規制の見直しを措置する。

【令和3年8月検討・結論、結論後速やかに措置】

洋上風力独自の規制見直し

カボタージュ規制（主権・安全保障の観点から、自国内の貨物又は旅客の輸送は、自国の管轄権の及ぶ自国籍船に委ねるといった国際的な慣行として確立した制度）に関する国土交通大臣の特許の審査基準の明確化

- カボタージュ規制に関連して、例外的に外国籍船の国内輸送も可能とする国土交通大臣の特許（船舶法第3条但し書に規定）の審査基準を国土交通省HP等にて明確化する。

【措置済み】

洋上風力発電の事業終了後の原状回復義務や残置規制の明確化

- 海洋汚染防止法に照らして認められる海洋環境の保全に十分に配慮した撤去方法の具体的な在り方については、令和2年度に関係省庁連絡会議を開催して検討を重ねているところであるが、今後有識者を交えた検討会を開催し、一定の考え方を示す。

【令和3年度上期措置】

その他：住宅・建築物分野における省エネルギー対策の推進

住宅・建築物分野の省エネ対策の強化に関するロードマップの策定

2050年カーボンニュートラルの実現目標からのバックキャストの考え方に基づき、地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画の見直しにあわせて、規制措置の強化やZEHの普及拡大、既存ストック対策の充実等対策の強化に関するロードマップを策定する。

【地球温暖化対策計画及びエネルギー基本計画見直しに合わせて策定】

省エネルギー基準の適合義務化・基準強化

現在の省エネルギー基準を全ての建築物・住宅において適合義務化、また脱炭素化に向けて段階的に基準を強化していくことを検討する。

【地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画見直しに合わせて検討・結論】

住宅・建築物のエネルギー性能表示の推進

消費者が建物の性能を認識し、改善する機会を提供するだけでなく、比較して選択することができるよう、省エネルギー性能表示の義務化も含めた更なる規制の強化を検討する。

【地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画見直しに合わせて検討・結論】

ZEH(*)の更なる普及拡大に向けた方策

(* 広義のZEHを指す。なお、狭義のZEH=ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)

現在のZEHの2030年目標「新築住宅の平均でZEH」だけではなく、ZEHの断熱基準の適合義務化や太陽光発電設置も含めたZEHの義務化などの規制的措置も含め、ZEHの更なる普及拡大に向けた方策について検討する。

【地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画見直しに合わせて検討・結論】

既存住宅・建築物の省エネルギー対策の推進

既存住宅・建築物の省エネルギー対策の更なる推進に向けて、増改築や大規模改修時における省エネルギー基準の適合義務化を検討する。

【地球温暖化対策計画・エネルギー基本計画見直しに合わせて検討・結論】

建材や設備などの性能の強化

トップランナー制度のうち、目標年度を過ぎた各種のエネルギー多消費機器については、技術の進展や足下の高効率機器の普及状況を踏まえつつ、基準の見直しを随時行っているところであるが、今後も順次適切に見直しの検討を行っていく。

【今後順次検討・結論・措置】

建材トップランナー制度については、今後、事業者の達成状況を確認しつつ、住宅等の省エネ基準等見直しと統合的に、2050年カーボンニュートラルを踏まえ、住宅の断熱性能の向上に資する高性能な建材が市場に普及していくようトップランナー基準の引上げを含めた制度の見直しに向け、方向性に取りまとめる。

【令和3年度内の結論を目指す】

需要側が高性能な窓を選択可能とすることにより低品質な窓が市場から排除されるよう、窓の性能表示制度のあり方について見直しの検討を行い、結論を得る。

【令和3年度内の結論を目指す】

官庁営繕事業におけるZEB(*)の取組

(* 広義のZEBを指す。なお、狭義のZEB=ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)

低コスト化のための技術開発の動向等を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則ZEB Orientedとし、ノウハウを蓄積しつつ、2030年までに新築建築物の平均でZEBを実現することを目指す。

【今後順次措置】

各府省庁等におけるZEBの実現に寄与するため、先進事例のノウハウをまとめた事例集等を作成し共有するとともに、得られた技術情報を基に、官庁施設整備に適用する基準類の見直しを進める。

【事例集作成：令和3年度措置、基準類見直し等：令和3年度検討・結論】